

四運自旅第249号
令和3年8月27日

関係各位

四国運輸局自動車交通部長

令和3年度自賠責制度広報・啓発事業への協力について（依頼）

国土交通行政につきましては、平素からご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、自賠責保険は、自動車損害賠償保障法に基づき、交通事故が発生した際の加害者の賠償責任を担保し被害者への基本的な対人賠償を確保するため、すべてのクルマやバイクに加入が義務付けられている強制保険であります。

しかしながら、有効期限切れ等によって、自賠責保険に加入していない無保険車による交通事故が依然発生しており、その結果、加害者は処罰・処分の対象となるばかりではなく、多額の賠償金を自己負担することとなり被害者への損害賠償にも困難をきたすことになります。

また、交通事故による死傷者数は年々減少傾向にはあるものの、依然として高い水準にあり、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

このため、国土交通省では、例年9月を「自賠責制度広報・啓発期間」として、自賠責制度の重要性・役割、無保険車運行の違法性や損害賠償により加害者家族も苦しむといった悲惨さ等を訴求し、自賠責保険への加入促進を図るための広報・啓発活動を行っているところです。

つきましては、趣旨をご理解いただき、広報誌等において記事を掲載していただきたくお願い申し上げます。

※ ご参考までに広報用例文を添付いたします。また、掲載時期につきましては、弊省の広報・啓発期間（9月1日～30日）に合わせていただければ幸いです。

なお、ご不明な点等につきましては、以下の問い合わせ先まで連絡願います。

【問い合わせ先】

四国運輸局 自動車交通部 旅客課 担当者：加藤
電話：087-802-6772

自賠責保険・自賠責共済

のご案内

「自賠責 切れていませんか？」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和2年の事故発生件数は約31万件、死傷者数は約37万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意下さい！

四輪車ももちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠責制度の詳しい内容は、<http://www.jibai.jp>でご覧になれます。